

第VI章 考 察

1 遺 跡

遺跡の性質からすれば、この一郭が宮城内に配置された官衙の一区劃に当ることは、容易に考えられる。その場合、最も問題となる点は、建物群としてのまとまりで、個々の遺構については、建物がすべて簡単な掘立柱式であるために、建築的な考察を必要とする部分は少い。建物群のまとまりには、その敷地の区劃が重要であるが、今回の調査では道路や宅地のために、そうした境界部をほとんど発掘しえなかつた。したがって、考察は現段階での仮説の域を出ないことをあらかじめ断つておきたい。

A 建物の規模・構造

今回の報告に取り上げた建物の数は、30棟であるが、建物は第Ⅰ～Ⅲ期に6回にわたつて建築され、何棟かずつ一群となつて存在していたもので、第Ⅱ—2期と2'期の関係を除けば、各時期ごとに完結し、造営時期の異なつたものが併存したことはない。建物の規模も各時期毎にかなりの特色をもっているが、それは改めて記すとして、ここではごく一般的な事項のみについて述べよう。

柱穴の状態 建物はすべて掘立柱式で、地盤に掘込んだ穴に直接柱を立てたものであるが、中に1例のみ柱下に礎盤を挿入していた。SB 211 がそれで、深さ 50 cm 程の掘りかた内に、方約 40 cm の不整形で上面平坦な石が据えられていた。^{*} 柱穴は身舎の本柱では、80~120 cm 程のほぼ正方形で、深さも 70~100 cm 程度が普通である。柱穴内には旧柱の残存するものもわずかに見られたが、大部分は腐朽してしまい、また掘り取られたものもある。痕跡によつて知られた旧柱はすべて丸柱で、身舎柱の太さは径 30~38 cm まで、建物の大小につれて各種あつた。建物の平面では、身舎の周囲4面に廂をもつたものは30棟中1例のみで (SB 200,)、2面廂の例が6棟 (そのうち SB 201には南面に孫廂がある)、1面廂の例が3棟で、残り20棟は廂をもたない。したがって、建物の大部分が切妻造りで4面廂の1例のみはおそらく寄棟造りであつたらう。身舎はごく小規模な建物1例 (SB 135) を除けば、すべて梁間2間であつた。^{**} またその桁行柱間は13間が最大で1例 (SB 143) あるほかは9間 (SB 176) 1例・7間14例・6間2例・5間10例・4間及び3間各1例である。身舎の柱間寸尺は桁行、梁行共に10尺の等間としたものが最も多くて16棟あり、桁行10尺で梁行を8.5~9.5尺とした3棟をこれに加えると、桁行10尺等間の例が全体の $\frac{2}{3}$ を占めている。^{***} この他桁行柱間寸尺を9尺等間 (SB 236 のみ9.5尺) とし、梁行を8~10尺にとつたものが5棟、桁行を7.5~8尺等間で梁行も7.5~8尺としたものが5棟であつた。以上すべての建物が桁行柱間寸尺を等間としている

* SB 143 では、棟通りの柱位置のみ掘立柱にせず、小さな礎石を用いたらしいが、これは間仕切に関係した補助的な柱で、主体部は掘立柱であつた。

** 第7次調査の SB 293 は梁間3間である。

*** 柱間寸法は完数を用いることが普通なので、ここでも天平尺を用いて記載する。

点は実用性を重視した明解な意匠の現われとして注目される。*

廂には梁行柱間寸尺を身舎と等しくしたものと、それより広くしたものと2種類がある。これを表示すれば Tab. 8 のとおりで、SB 176, 200, 177-A, 186-A, 201 の5棟が前者に、他の5棟が後者に属する。

Tab. 8 廂付建物柱間寸法一覧表

造 営 期	建 物	桁 行 柱 間 寸 法			梁 行 柱 間 寸 法				廂 柱 穴
		廂	身 舎	廂	孫廂	廂	身 舎	廂	
I	SB 176		10×9間			10	10・10	10	特に小, 浅
Ⅱ-1	SB 170		10×5間			12	9・9	12	やや小, 浅
	SB 200	9	9×5間	9		9	9・9	9	やや小, 浅
Ⅱ-2	SB 177-A		10×7間			10	10・10		やや小, 浅
	SB 186-A		10×7間			10	10・10	10	やや小, 浅
	SB 201		10×7間		13	10	10・10	10	孫廂はやや小, 浅
Ⅱ-3	SB 116		9×5間			11	8・8		やや小, 浅
	SB 182		7.5×5間				7.5・7.5	11	かなり小
	SB 191		8×5間			11.5	8・8	11.5	かなり小
	SB 211		8×5間			11	8・8	12*	かなり小

*南北廂寸法が異なる。

Tab. 8によつて、前者の5例がいずれも建物の全ての柱間寸法を等間にとつたものであること、後者には身舎の桁行と梁行柱間寸法に差のあるものがあり、また廂は身舎の1梁間より3~3.5尺広くしていることなどが知られる。

廂の柱穴には、その大きさや深さが身舎とほぼ等しいもの (SB 200・177-A・186-A・201・116) もあるが、一般にはやや小さく浅い。これは廂柱が身舎柱より一般に細いため、柱穴もそれにしたがつたと解されるが、その中でも特に小さく浅い例としてはSB 176・182・191の3棟がある。例えばSB 176は身舎柱穴が方約85cm 深さ60cm であるに対して、廂柱穴は方約55cm 深さ30cm ほどであり、SB 181・191も廂の柱穴は方約60cm である。しかし、柱穴の大小が廂の構造と

廂の柱穴

* SB 135 1棟のみ桁行3間の中央間をやや広く取っているが、これはごく小規模で例外である。

床張り建物 どのような関係があるのかは全く不明である。^{*} 床をもつていたと思われる建物は SB 170・SB 180-A・SB 116 の3棟であるが、床東痕と考えられた棟通りに並ぶ小柱穴が、いずれも本柱列にはなく、その中間に配置される点は異例である。^{**} しかしこれら3棟がそれぞれその時期の中心建物であることをみても、板敷であつた可能性は十分にあり、こうした床東配置もあつたと考えられる。建物内であつて床東と類似した小柱穴によつて構成される SB 171 (170の内) や SB 192 (191の内) も、その性格はよく分らないが、これと床東とは一連の工作らしくあるいは棚のようなものであつたかもしれない。なお以上各建物の造営尺をみると、別表1で明らかなように 297 cm (0.98尺) を単位としたものが最も多いが、他に 300 cm (ほぼ現尺) や 295 cm (0.973尺) もある。また出土した瓦類屋根葺材料が比較的少ない点からみて、これらの建物は瓦葺ではなく、檜皮葺もしくは板葺であつたと思われる。SK 217・219 の土壌中や SB 143 柱穴埋土中に檜皮が相当量埋没していたから、檜皮葺と考えるのが妥当であろう。建物の規模に比べて柱径が割合小さい点も、この推定を裏付けるものである。

B 道路と区劃

第Ⅱ-1期の中心位置
 冊と道路 I・J地区の性格 この地区にある第Ⅱ期までの遺構は、東西両区に連続する溝のみで建物はない。第Ⅲ期になると、この地区は冊で細長く区劃されたらしく、その間に建物が2棟あり、遺物を埋没した土壌も冊内に範囲が限られている。そのため、この部分は道路のような性格をもつていたと判断されたが、もう少し細部を検討してみよう。平城宮の南北中心線がほぼこの地区の中央を通ることは、現在の地形から判断されるが、今回検出された遺構で第Ⅰ期の SB 176 東側柱列と SB 205 西側柱列、及び第Ⅱ-2期の SB 177 東側柱列と SB 209 の西側柱列がこの想定線に対して対称となる。冊 SA 233 も同じく想定線に対称と仮定すれば、今回発掘しえなかつた道路下にも西側の冊があつてよいことになり、両冊間の距離は 14.5 m と推計される。ところで、想定される西側の冊をも含めて冊とその両脇の建物の配置をみると、冊は建物群の境界として実に適当な位置にあたるものであるが、実際には造営期が異なるから併存したことはない。すると第Ⅰ期及び第Ⅱ-2期にも、この冊(第Ⅲ期)に似たものがあつたのではなからうか。もしこの仮定が成立つとすればここに第Ⅰ期・第Ⅱ-2期・第Ⅲ期を通じて、幅 14.5 m (天平尺50尺) 程の道路状空間地があつたと考えられる。しかしこの想定は第Ⅱ-1期にあてはまらないらしい。それはこの期の石敷溝(SD130)がこの地区を通過するだけでなく、^{***} それに SD 244 が重なり、また南端の溝 SD 106 も SD 244 の西端で中断するというこの地区のみに見られる特殊状況が存在するからである。第Ⅱ-1期建物 SB 170 と SB 200 が、前述の宮城中心線とは対称にならず、両建物妻柱間の中点が約 6 m 東

* 廂の構造を大きく分ければ 種を桁上で身舎種と連結して、屋根面を一流れにしたものと、身舎軒下に廂種を入れてここで屋根に段ができるものとの2種類がある。また身舎が丸柱とした場合、廂柱を身舎と同じく丸柱としたものと、角柱としたものがある。これらは廂を身舎に対してその一部として扱うか、またはもこしのように軽く扱うかの差で、建物の機能も廂の構造によつて多少変化する。今回の調査では小さな廂柱穴で旧柱の形状が判明するものがなかつたので、こうした構造上の問題には全くふれ

られない。

** 床桁を桁行方向に配せば床東と本柱位置とは必ずしも一致する必要はないが、普通はこれをそろえている。平城宮でも第3次調査によつて検出された6 AAQ-A地区の SB 163 および SB 164 は棟下で桁行柱通りと一致する位置に床東を配する。

*** 北端の SD 126 もこの地区を通過するが、その中にこの地区内の部分のみ埋没時にやや大きな玉石を埋めこんでいた。

へ寄ることも注意される。SD 244 の規模や性格が明らかでないので確言しがたいが、この時期の中心線は東寄りにあり、SD 244 がその中央部にあたるのではあるまいか。そしてこの北にはやはり空地が取られていたものと思われる。柵列で区劃された第Ⅲ期の状況が最も明瞭であるが、いつの時期でもこの地区付近が東西区を分ける性格をもっていたことは想定して誤らないであろう。

6ABO 区の周辺 第7次調査までの段階では6ABO区 の遺構は、東西両区を通じて、全体が一連のものと解されるが、これを周辺と比較すると、大体6ABO区の中だけで一区劃の建築群となるらしい。前述したI・J地区はその中で道路状空地であるが、6ABO区周辺には他地域との境界があつたものとおもわれる。調査が周辺にまで及んでいないから、このことを明確にはし難いが、現状では次のように判断される。地形からみれば現在6ABO区 の西方は佐紀池で、この付近から西は急激に下がっている。この地形の下がりに注目するとこれらの遺構群の西限は現在の佐紀池の東堤付近とみられる。北限として注目すべきは、SA 233が6ABO区に北接する6ABN区まで延びず、この地区には現在までに全く遺構の存在をみない点である。後述(第Ⅶ章-1)するように、宮城周辺に存在した条坊の道路を検討すると北京極路より1町南の小路の線が丁度6ABN区の南部にあたる。するとここに平安宮古図でみるような宮城内で官衙地域を区劃する道路があつたのではなかろうか。SD 126は第Ⅱ-1期に、この道路に関係した溝であつたと思われる。東限については全く知見をもたないが、これはI・J地区を中心として東西ほぼ対称の敷地であつたと仮定すれば6ABO区東端付近にあたる*。

官衙の境界

南限については、6ABO区南辺に数条の溝もしくは土塁の存することが最も注目され、この付近に境界線が設けられていたことが想定される。第Ⅳ章で記したように、南接する6ABP区で発見された東西に長い遺構は宮域中心で分断されずに続き、6ABO区がI・J地区(宮域中心)で東西に区劃された状況と異なっている。また現在一条通りが6ABO区と6ABP区の間が存在し、旧境界上に設けられたような様相を呈している。これらのことから南限はこの付近にあったと考えられる。この南限の境界には時期によつて移動があつた。すなわち第Ⅰ期はSD 105、第Ⅱ-1期にはSD 130とSA 106、第Ⅱ-2期から第Ⅲ期にはSA 109である。これらのうち最も北にあるのはSD 130で、南端のSA 105との距離は約20mある。このうち並存したと思われるSD 130とSA 106の間隔が約18mある点は注意され、この間が道路であつたとも考えられる。第Ⅱ-2期以降は土塁がSD 130より約10m南に寄るが、SA 109は南の6ABP区遺跡の北境と推定されるので、この場合には道路はなかつたものであろう。南限に道路があつたか否かは、6ABO区と南の地区との関連で、かなり重要な問題となるが、今回の調査では宅地や道路のためにこれ以上を明らかにすることはできなかつた。しかし時代によつて区劃をかぎる境界の移動が行われたことがわかり、宮城内の建築群の配置を考える上に重要な事実を提供した。

区劃の移動

C 造営期別建物群の特色

ここでは第7次調査までに知られた6ABO区全体の状況から、各造営期の遺構の特色について現段階での一応の結論を記しておきたい。

第Ⅰ期 1 建物数が少く(5棟)その分布は比較的狭い。特に西方区では西半分を低湿地のまま敷地の制約

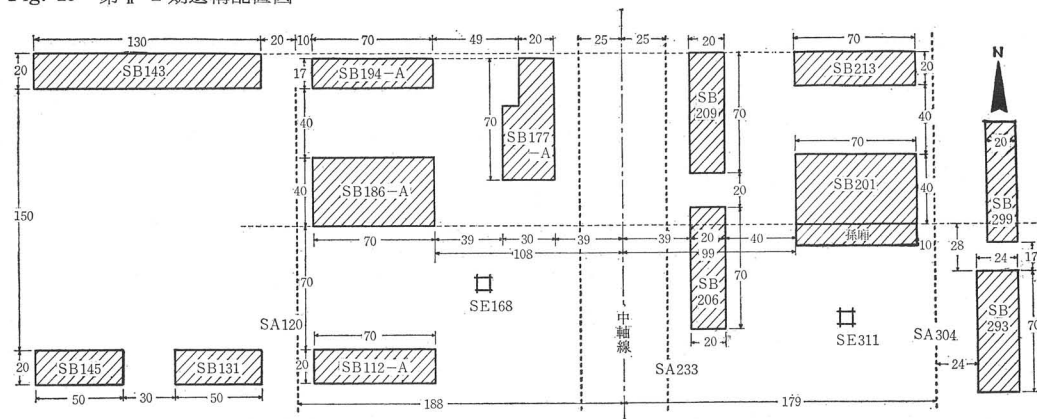
* この東端の水田下の土層は地元耕作者の言によれば、特に柔い土らしい。地域を区劃するための大きな溝があつたのではないかと想像される。

で放置しており、敷地の利用が不十分であつた。2 建物は9間×4間 (SB 176), 7間×2間 (SB 205) など長大なものがあり、その柱間寸尺も10尺でかなり大きい。* ただし SB 176・SB 205共に10尺は平均値で、各柱間寸尺には多少の広狭があるし、または方位がわずかに異なる。これは造営が多少粗雑であつたことを示すのであろう。3 建物の配置では、SB 176 と SB 205 の側柱列が宮城中軸線に対して対称となるだけで、それらは南北にかなりずれ、全体としての対称性は弱い。4 以上の点からすると、この時期には 6ABO 区が東西2群に分れていたとしても各群の独立性は弱く、むしろ全体として1区劃であり、** 建物の配置にも南西部が低い地盤であつたために敷地が制約され、統一的な計画を持たなかつたものと解される。

計画的配置
建物と井戸

第II-1期 1 全域におよぶ盛土によつて敷地は広大になつた。しかしまだこの時期には建物の数は少い(3棟)。2 建物の規模は第I期より小さくなつたが、質的に向上した。特に SB 200 は4面に廂が付き寄棟造りと思われ、またこれとセットになつて背後に SB 212 が付属する。SB 170 も南北に廂があり床張であつた。*** 3 建物の配置では SB170 と SB 200 の南側柱列をそろえ、またこれらの南前方にはそれぞれ井戸を設けるなど、東西両区を対称に扱つた明瞭な計画性がうかがわれる。4 したがつてこの時期には東西2群に分れて、各区劃が建物と井戸の組合せで成立していたと想定される。ただし両区が全く同じ比重ではなく、東方区の方がより重要であつた。5 なおこの期の境界線が宮城中軸線より東へ寄つていたらしいことは、前に述べたが、これはまだ東西両区が独立した1区劃として成立つておらず、6ABO 区全体の機能を便宜的に分割した程度にとどまることを示すのではなからうか。

Fig. 19 第II-2期遺構配置図



官衙の整備
と拡張

第II-2期 1 南限の土塁を南に移し、敷地はさらに広くなった。建物の数もかなり多く(13棟)、それらがほとんど敷地一杯に配置される。2 建物は SB 194 の梁間寸法を除いてはすべて10尺間に統一され、桁行5間・7間・13間など大きな規模のものばかりである。**** 3 その配置は各区劃ごとに正殿ともいふべき中心建物を置き (SB 186・201) その周囲に切妻造り建物を配置する形式で、しかも東西両区ではほぼ対称となる。***** 4 建物配置や柱間寸尺ばかりでなく柱穴

* 柱穴は身舎で方2.5~2.8尺柱径は1.0尺程度の割合細いものと推定される。

** 西方区だけをとつてみても、建物が少いので官衙として独立した一区であつたとは考え難い。

*** 柱穴は SB 170が身舎で方2.7~2.9尺, SB 200は方3.5~4.0尺, 柱径は前者で1.1尺, 後方で1.2尺と推定される。

**** 柱穴の大きさは方3.5~4.0尺, 柱径は1.2~1.3尺と推定される。

***** 宮城中軸線から SB 186 東側柱列までの距離108尺と SB 201 西側柱列までの距離99尺との差は, SB 177 に西廂がついたことによつて生じたものである。なお柵 SA 120と304とは第III期のものであるが, この対称性によくあてはまることが注目される。

の形状や寸法などの細部に至るまで、東西両区に共通した統一性があり、全体が一貫した計画によつて成立っている。明瞭に両区に分割された点は、前期より一歩進めて機能による区割が計画当初から意図されたことを示す。5 西方区の建物のみは第Ⅱ—2' 期に改造されるが、これも両区が全く独立していたことを示している。6 なお、中心建物が前期の SB 200 および 170 をうけ継いだ位置にある点は注目すべきで、両期の建物は機能上に一連のものであつて、第Ⅱ—2 期は第Ⅱ—1 期を拡大整備したものと解される。

西方区の改築

第Ⅱ—3 期 1 建物数は第Ⅱ—2 期とあまり変らぬほど多く (12棟)、その範囲もほぼ全域に広がっている。2 しかし個々の建物の規模は小さくなり、桁行5間のものが最も多い。その柱間寸尺も 7.5~9 尺で、10尺間の建物は無い。また廂を持つた建物が多いが、廂柱はあまり太いものではなく、* 全体として第Ⅱ—2 期の建物より木細く、こじんまりとした感がある。3 建物の配置は、個別的には近接するもので柱通りをそろえているが、全体では整然としない。前期にあつた正殿と付属屋といった相互関係はないようで、東西両区の対称性もほとんど考慮されていない。4 建物の区割は、一応東西両区に分れるが、それが1群とならずに3~4棟程度が寄り集まつて1区割をなし、それが何組かある形をとっている。5 以上の建物の規模や配置は第Ⅱ—2 期とかなり相違しているが、これは第Ⅱ—3 期の造営計画が前期を全く踏襲しなかつたことを示す。前述のように第Ⅱ—1 期から第Ⅱ—2 期への移行が連続的であるのに、ここで全く不連続となる点は注目すべきであろう。

分割された配置

第Ⅲ 期 1 敷地の造成は全域におよんでおり土壌などは広範囲に分布しているから、この時期の建物も存在したはずであるが、中央区の2棟しか発見できなかった。あるいは小さな礎石を用いていたものが、耕作によつて全く痕跡を残さないのであろうか。**

礎石使用か

以上の各時期の建物群を最初に述べたように官衙の一区割として考えた場合に、次のような問題が起る。まず第Ⅰ期と第Ⅱ—1 期では建物の性質にかなりの相違があり、特に井戸の有無はこの敷地の機能上に大きな変化があつたことを思わせる。そうすると官衙区としては同一でも、この両期では官衙の機能が異なつていた可能性があり、具体的にはここに前後で異なつた官衙が位置していたのではないかと考えられるのである。第Ⅱ—1 期と第Ⅱ—2 期の間にはこうした問題はなく、後者が前者を継承拡大したと思われる点は既に記した。ところが第Ⅱ—2 期と第Ⅱ—3 期の建物群を比較すると、ここでまた両者の建築的性質が全く異なることが分る。しかしこの場合には井戸を中心とする建物群全体の機能は、そのままうけつがれ、個々の建物の規模や配置が変化すると解される。これが占地した官衙の移転変更によるか、同一官衙内での時代による機能変化かについては後述するが、現段階では後者の場合と考えている。なお第Ⅲ期と前期との関係は、この期の建物がほとんど検出されなかつたので、不明といわざるをえない。

機能の変化

建物群の配置でこれに類似した遺跡を他に求めると、奈良市法蓮町奈良高等学校校庭発見の掘立柱建物群があり、第Ⅱ—2 期群とよく似ている。*** 奈良高遺跡もその性格が明らかではないが、同じく奈良時代に属する両者の類似性は、官衙建築のあり方を示すものとして注目されてよいであろう。

類似の遺構

* 柱穴はいずれもやや小さく(身舎方2.5~3尺)柱径も1.1尺前後である。

** 第8次調査地域には、第Ⅱ期に属するものではあるが小礎石を用いた建物がある。

*** 「奈良高等学校々庭における掘立柱建物遺跡」(大

和文化研究2—5)昭29, この遺跡は京域外に当るが、一条通りのすぐ北にある。建物の配置から寺院跡とは考えられず、写経所もしくは倉庫の如き官衙的性格をもつたものと思われる。

2 遺 物

A 木 簡

SK 219 から出土した41点の木簡は7型式に分類されたが、そのなかで原形の明瞭なものは4型式19点である。ここでまずこれらの木簡の形状と記載内容を比較検討してみよう。

請求伝票

601 型式は短冊形に成形して墨書したもので、物資の支給を請求する伝票として用いたものと、(1~6)、その他のもの(7~9)とに分けられる。前者は差出した官司名、支給を求めた物資の品目数、発信月日の順に記載するのが通則で、発信者の前に、「謹通」「謹啓」と冠辞を記したもので、発信月日を省略したとおもわれるものなどもある。支給を求めた物資は木簡2・3を除けばすべて食料品であり、これらの木簡は諸官司から食料の支給を求めた伝票で、請求宛先に残されたものであろう。以下これらの内容について問題となる点を若干考察してみたい。

木簡1は、法華寺から竹波命婦御所の用料として小豆・醬・末醬・酢の支給を請求したものであるが、上の4種はさらに大床所の用途(醬、或は醬と小豆)とそれ以外にわかれる。法華寺は当時高野天皇の御在所で、天平宝字6年5月保良宮から帰つて、この寺に入り、*以後しばらく留まられた。法華寺は宮寺ともよばれたように皇室と深い関係があつたから、天皇の御所として臨時に利用されたものであろうが、入寺直後に出家している事情もあわせ考える必要がある。**このような天皇と法華寺との関係からすれば、その側近に侍した女官等は形式上、一応寺の管轄下に入ったものと思われる。竹波命婦はのちに称徳天皇時代に掌膳であつたので、***宝字7~8年頃も膳司に関係した女官と推測される。とすれば、竹波命婦御所は、後宮の膳司的なものであろうか。しかし正式の官職名がなく竹波命婦御所と記されているため、竹波命婦を含めた女官等の食糧をも請求したものとみられ、天皇供御に関係する機関とするよりは、平安時代初期以降の史料にみえる「女官厨」のような所とも考えられる。****この点で竹波命婦御所と大床所の関係が問題になる。大床所についてはさきに天皇の供御物を調えるところと推定したが、*****さらに限定していえば、内膳司内の「御膳所」のような性格をもつていたのではあるまいか。*****このことと竹波命婦御所を膳司的なものとする考えを結びつければ、大床所は命婦御所に包摂され、特に天皇御膳のものを調達する一機関となる。寺が請求し、これを命婦御所が受け、さらにその一部も大床所の用料にあてるといふ、この木簡の請求型式からして、上にのべたような寺—竹波命婦御所—大床所の系列は十分考えられるところである。しかし命婦御所を女官厨的なものとすれば、大床所はこれとは独立したものとなろう。この考え方からすれば、命婦御所が天皇の供御物を含めて請求した理由が説明されねば

* 続紀 宝字6年5月辛丑条

** 同 同年6月庚戌条

*** 同 景雲2年6月戊寅条

**** 続後紀 承和9年3月丁酉条 「女官別当」
とは「女官厨別当」のことであろう。延喜式卷12中
務(女孺厨), 卷18式部上, 卷35大炊, 卷50雜式
太政官厨家は三代実録天安2年12月13日条, 侍従
厨は類聚符宣抄卷10弘仁13年正月20日宣旨, 単に厨

家としては類聚符宣抄卷6弘仁3年12月28日宣旨が
早い例であり、官司所属の厨の史料は平安時代初期
以降に見られる。これらと全く同じものが奈良時代
に存在したか否か不明であるが、少くともその先駆
的形態のものが存在していたのではなからうか。

***** 第V章 1木簡 参照

***** 延喜式卷39内膳司 年料項

ならないが、竹波命婦が両者を兼ねて監督したとすれば、これもあり得ることである。以上2つの考え方によつて、この木簡の請求先も二様に推定される。第1の後宮膳司的なものとする仮定に立てば、当然天皇供御の調達機関である内膳司へ請求したと考えられるし、*第2の女官厨とすれば大膳職へ請求したとすべきであろう。** この点は6ABO区の官衙名を決定する重要な鍵となるものであるが、いまはいずれとも決し難い。

木簡2の差出部署主殿寮は灯燭や薪類を主管するが、***ここから他へ「火」を請求することは何等かの儀式に関連するものかどうか記録上は明確でない。単純に火種を求めたとすれば、宛先として常に火を用いる大膳職、大炊寮、内膳司などが挙げられるが、他の官司でも差支えはない。

木簡4には、「□□□□所」とあり、これが請求者である。官司内には、例えば内膳司の「御膳所」・「煮雑羹所」・「菓餅所」・「漬菜所」のように、職掌に応じたいくつかの下部機構があつたが、****この「□□□□所」もその種のものであろう。職寮司の下にある「所」が、所轄の官司の手をへずに、直接他の職寮司に物資の支給を求めることは考え難い。この木簡の宛先は、所属する職寮司そのもの、もしくはそれに属する他の「所」であろう。

木簡5・6は常食の支給を請うたものである。6は文字を僅に残すのみであるからひとまずおき、5を中心にして考えることにしたい。差出部署の部分は欠けており、どこから出したものかは不明である。職員令集解を見れば、常食は通常飯を指すものとあるが、春米などをふくむ場合もある。*****その支給量は官職により一定しないから、「三斗」をもつて差出人を推定することも不可能である。令によれば飯・春米・雑穀の支給はいずれも大炊寮の所管であり、この木簡の宛先は大炊寮と考えられなくもない。しかし大炊寮から一括支給を受けた職寮司に対し、その官司内部から分給を請うたものとも考えられる。したがつてこの木簡5・6の宛先を決定することは困難である。なお裏面は上方の文字が消えており、意味を掴み難いが、「副飯□送」とあることにより、この「常食」は飯ではなく白米(春米)を指すものと考えられよう。601型式で伝票以外のもののうち、木簡9は万葉仮名で書かれているが歌謡とも散文ともきめられない。他と比較してきわめて薄く、これは伝票その他として用いられた木簡を削つて再使用した1例と考えられる。木簡に万葉仮名を記した点は、きわめて珍らしく、木簡の用途がかなり変化に富むことを示すものといえよう。

601型式の木簡の比較資料には、正倉院南倉の雑札6点や、秋田県弘田柵出土例、***** 神奈川

* 天皇供御料は、大膳職から月料の形で内膳司に渡され、そこで管理された。しかし高野天皇が法華寺に入られた時、御膳を掌つたのは内膳司ではなく、竹波命婦御所であり、これは内膳司から一応独立したものと考えられる。したがつて高野天皇供御料を内膳司にではなく、直接大膳職に請求することが全くなかつたとはいえない。しかし一応令の管掌によつて、宛先は内膳司とする方が蓋然性が高いと考えられるが、このころの政情の複雑さからいつてもいづれともきめがたい。なお後考をまちたい。

** 宝字4年6月25日奉造丈六観世音菩薩料雑物請用帳には、醬司から末醬・醬・酢を請けており(大日本古文書4—p.421)、大膳職からは塩その他を請けたことが記されている。これによれば、当時大膳職から醬などを掌るところが独立して一つの司となつていたかとも考えられる。しかし同年8月3日後一

切経料雑物納帳によれば大膳職から醬・末醬を請けたむねが記されており(同14—p.425)、醬司がこの時大膳職から独立した官司であつたとは考え難い。したがつて木簡1が醬・末醬・酢を請求しているからといつて、特に宛先を醬司と考える必要はない。

*** 職員令主殿条

**** 延喜式卷39内膳司、なお大膳職にも「醬院」・「菓子所」等がある(同卷33大膳下)。

***** 職員令集解大炊寮条朱記によれば常食＝飯と考えられるが春米・黒米その他の食料をも含めた場合が少くない。(宝字6年正月14日造石山寺所食物用帳—大日古5—p.5~33—その他)。

***** 『史蹟精査報告』第3 文部省、p.35「件繕請取閏四月廿六日 寺寿生仙氏監」

県下曾我出土例などがある。*正倉院所蔵の6点のうち「装束司牒」の1例を除いた5点はすべて品物にそえた札と考えられ、** また払田柵の例は糶の請取状と思われる。このようにこの型式の木簡の用途は多様であつたことが推察される。

荷札 形態に特色のある603型式5点は、上下端左右に切込みがあり、その部分に紐痕がついていることから、他の器物にしばりつけたものと推定される。記載内容をみると国郡名に続いて調の塩・雑役の胡桃子・中男作物の□等の名があり、裏面に年月が記される。この5点は、明らかに地方からの貢物につけた荷札である。このうち木簡10のみに郷・戸主名がみえ、他に欠けていることは、賦課単位が戸である調と、郡単位の雑役・中男作物との違いによるものである。裏面の年月は各国での収納年月を示すものだが、これが実際の収納日かどうか疑わしい。正倉院所蔵の調の貢物につけられた紀年でも大部分が10月であるから、この種の記載はかなり形式的であつた可能性が強いと思われる。603型式の比較資料には、三重県柚井遺跡から出土した同形品があり、似た用途のものであると推定される。***604型式は上端左右のみに切込みがありこの点で603型式と同じように他の器物にしばりつけたものと考えられるが、一面に品名のみあつて他に記載はない。ウニは賦役令で調の雑物の一にあげられており貢納時には当然荷札をつけたであろうが、この木簡には地名・年月の記載がないから、次の605型式と同じような平城宮内での保管に際して付けた木札と考えられる。

付札 これと全く同一型式のものに、正倉院南倉第260櫃の雑牌がある。これは品名や所属場所だけを記した付札である。**** これに似たものは長方形または台形の頭部を圭頭・華頭・方頭・截角頭などに作つた牙製・木製の牌が経巻や献物類の付札として正倉院に多数みられる。*****

605型式は4点あり、柏と海藻の品名を記すのみで他に記載がない。604型式同様、保管の際の付札であり、604・605型式の形態の違いは、保管方法の差異によるものであろう。

606型式は短冊形ではあるが、他とことなつて、きわめて大型であり、孔を穿つて2枚以上連鎖してつかわれたとおもわれ、この点で用途など全く考えつかない特殊なものである。

609型式は木簡の削り屑で、これだけでは原形を判定することができない。しかしこのような削り屑の存在は一度使用した木簡の文字の部分の小刀で削りつとて再使用したことを端的にしめすも

* 赤星直忠氏教示

** 正倉院南倉に現存する601型式の木簡は、次の通り。

- a 勝宝5年3月25日装束司牒(大日本古文書12—p. 428)
- b 同5年3月28日仁王会所注文(同12—p. 429)
- c (勝宝)9歳正月27日河内豊継銅釜檢納文(同13—p. 212)
- d 5月23日河内豊継定坐火炉奩檢納文
- e 宝字元年閏8月10日法華經疏奉請文案(同13—p. 227)
- f (年月日未詳)可返上筆經師歴名(同13—p. 240)

aは装束司から東大寺政所に宛てた牒であるから、木簡1~6と同様の機能を果したものである。しかしbは仏像以下の注文であるが、文面からは他の官司などに宛てたものとは考えがたい。cは銅釜などの員数を改め納めた時の札で、これまた他に宛てたものではなく、むしろそのものに添えら

れていた札と考える方が妥当なようである。eは一見したところ、法華經疏を内裏に請うた時の文書という考えも浮ぶが、勝宝7年5月3日写經所華嚴經請外島院帳(大日古13—p. 135以下)、勝宝7年經疏帙籤等奉請帳(同13—p. 192以上)の各条項と比較すると、文面は極めて類似している。この両帳はともに他から借りうけた經の控えともいべきものでこの木簡は内裏への請求に、直接使用したものでなく、何時誰の命で何処から請うたもので使用責任者は誰かを記して、經巻に覚えとして添えた木札と考える方がよさそうである。fもまた文面からは、他に宛てたものと考え難い。したがつて、b~fの5点は木簡1~6のような他に宛てたものでなく、物に添えた添札と解したい。

*** 『三重考古図録』p. 76

**** 「桜樹郷□部春□□□□一斛」

***** 『正倉院目録』

正倉院には付札として木簡の他に紙箋、布箋もある。

のとして注目される。この中で木簡30は物価を記している点が、他のものこととなつている。

このように、木簡は牒など正式・略式の文書や付札・荷札として事務処理のために、あるいはメモ風のものや習書のために用いられており、きわめて広範囲に使用されていたことが推察される。さらにこれら41点の木簡が、SK 219 土壙で一括して出土したことから、以下に述べるようなことが考えられる。第1にSK 219 がその存在する6ABO 区の官衙のごみ棄場であると考えられるから、木簡の記載内容はこの地域に宝字末年に存在していた官衙の決定に役立つものである。第2に紀年銘の存する木簡が4点あるが、宝字5・6年に集中しており、その他に記載内容から絶対年代の推定できるものも宝字年間後半で、SK 219 の埋没年代が推定される。このことによつて、第3にSK 219 の埋没年代が、その遺跡における層序から6ABO 区の建物をはじめとする遺構群の絶対年代決定の基準となり、遺構の相対的編年に絶対年代の一点を組み入れたことになる。また第4に伴出した各種遺物の絶対年代が推定され、特に多量に出土した土器の場合にはこのことは奈良時代土器研究にきわめて大きな意義をもっている。

木簡出土の
意義

さきに述べたように、木簡は当時きわめて広範に使用されていたと考えられる。このことは、正倉院文書などに残された多量の記録が紙に記されていることにより木簡の使用などを注意しなかつたこれまでの常識をくつがえすものである。また、平城宮やこれと関連の深い正倉院にみられることは中央諸官衙で使用されていたことを示すが、さらに平安時代前期をくだらない三重県柚井・神奈川県下曾我・秋田県弘田柵の諸遺跡の出土例は全国的に8・9世紀頃地方官衙でも木簡による事務処理が行われていたことを推定させる。

このような木簡を利用する事務処理がいつからわが国におこなわれたかは、今日これを知るすべもない。しかし、大化前代の官司制の発展の中で、中央政府の書記官として大きな役割を果たした帰化人「史」がこの種の事務処理を行い得たことは十分推察できる。その後も、律令体制の整備にもなつて全国的に利用されるにいたつたものであろう。

木・竹簡は周知のように中国できわめて古くから用いられていた。竹書紀年や長沙の戦国墓のそれはおくとしても、19世紀末以来の中央アジアにおける西欧・日本の学者の調査により、多くの漢晋代の木簡が発見され、東洋史上に大きな寄与をなした。なかでも内蒙古自治区カラホト(居延)を中心とする地域において発見された約1万点の木簡は、文書・簿籍・信札・経籍など豊富な内容をしめし、重要な史料価値をもつものである。^{*} これらの漢代の木簡は平均長さ23cm 幅1~1.5cm ほどのものが一般的で、平城宮出土の601型式はほぼ同じ大きさである。それにもまして興味深いのは、彼地でもまたごみすて場から出土し、多数の削り屑をともなつていることである。この点で平城宮の木簡も中国の木簡とおなじ用法のものであつたことがしられる。ただ我国の例に経籍や冊書などがみられないのは、それらには紙が使用されていたためであろう。また中国では漢晋代までの用例しか知られていないのに、わが国で8・9世紀まで用いられていることが問題となるが、燉煌、コータンその他の場所では、8世紀末から9世紀にかけてチベット語で書かれた木簡が検出されており、中国周辺地区では紙が入手しにくかつたこともあつて、中国の前代の遺風を伝えたものであろう。^{**} 平城宮での木簡の出土は、かつて中国から移入された事務処理法の一つとして、木簡がわが国で一般的に使用されていたことをしめした点で重要なものといえる。

中国の木簡
との関連

* 中国科学院考古研究所編『居延漢簡甲編』(考古学専刊乙種8号)1959.

Documents Concerning Chinese Turkistan』
(Ruyal Asiatic Society, London) 1955

** T. F. Thomas, 『Tibetan Literary Texts and

B 屋 瓦

瓦出土状況 今回報告する 6ABO 区の発掘で出土した軒瓦は 307 個である。この数は、100a をこえる調査面積と検出された建物の数からみれば、非常に少い。*また、出土状況は大正年間の宮跡保存工事の際に現国有地周辺でみられたような密集した状態ではなく、** 種々の型式の瓦が調査地全域にまばらに分散した状態であった。瓦の出土個体数のすくない理由の一つとして、瓦葺でない建物の存在を考慮せねばならないが、瓦が分散して出土するため個々の建物について瓦葺か否かを判定することは困難である。ましてある特定の建物に用いられた瓦の型式決定は不可能であり、建物の造営時期を瓦の型式にもとづいて判定することもできない。

二組の軒瓦 軒丸瓦と軒平瓦の組合せは出土状況から決定すべくもないが各型式の個体数の統計をみると(別表3)、軒丸瓦では 6282 が 30.5%、6133 が 31.3%をしめ、軒平瓦では 6721 が 30.9%、6732 が 23.2%となり、計41型式の軒瓦のうちこの4型式のものが出土総数の半数以上をしめている。他の37型式の大部分はおのおの5%にもみならず、この4型式で2種の組合せを考えてもよいとおもわれ、*** 外区文様の珠文の形状や土質などの類似から、6282—6721 と 6133—6732の組合せを推定できる。この推定は出土状況からもうらづけることができる。建物の柱穴や溝から発見した瓦を、その造営期別に分類すると(Tab.9)、6282—6721は第Ⅰ期に7個ずつ出土し第Ⅱ期以後は稀であるのに対し、6133—6732は第Ⅱ期以後に多い傾向を示している。このことは6282と6721、6133と6732が組合い、前者の組合せの軒瓦が後者よりも先行する時期のものであることを示すものと考えられよう。6732は一般に東大寺式と呼ばれ、6235と組合うと考えられているものだが、6235はわずか3個体にすぎず、6ABO区では6732が6133と組合うものと考えられる。****

瓦当厚の変遷 22型式の軒丸瓦を通観すると、瓦当の厚さにかかなりの差がある。それを瓦当の厚さに対する面径の比で表わし、*****その比を横軸に、縦軸に瓦の個体数をとつて、各型式ごとに頻度多角形を画いて

Tab. 9.
造営期別軒瓦出土個体数量表

期 型式	I	II	III
6133-A		●●●●●	●
6133-B	●		
6133-C	●		
6225	●		
6281-C	●		
6282-B	●●●●		
6282-D	●●		
6282-E	●		
6282-F	●		
6284	●		
6301-C	●		
6304-A			●
6311-A			●
6311-C	●		
6313-B	●		
6575		●	
6641		●	
6663-B	●	●	
6664-A		●	●
6664-C	●●●●	●	
6682		●	
6721-A	●●●●		
6721-C	●	●	●●
6721-F	●		
6732-A	●	●●	
6760		●	
6761			●

(●は1個体を示す)

* たえば川原寺では調査面積が約110aで1122個の軒瓦が出土し、興福寺食堂跡では30aの調査から462個出土している。

** 上田三平「平城宮跡調査報告」(精査報告2)大15

*** 出土個体数の統計によつて組合せを決定する方法は飛鳥寺、川原寺、興福寺などの調査で採用した。

**** それぞれの型式における組合せに関しては現在では明らかにできない。ただ数量の上から、6133-A・Cと6732-Aが、また6282-Bと6721-Cが組合うのではなからうかと思える程度である。

***** 瓦の面径は一定しているが、瓦当の厚さをどこ

で計るかによつて比は大きく変化する。瓦当裏面から外縁上端までを厚さとするのも一案であるが、外縁は磨滅が甚しいので、その数値は不確実であるから、ここでは瓦当裏面から中房面までの数値を瓦当の厚さとする。このような頻度表では各型式についてかなりの個体数がないと無意味で、10個以上出土しているものだけを取上げた。6311、6225は6ABO区では少数例しかないが、他の区では多く採集されているのでそれを加えた。また各型式は幾つかの種類に分れるが、ここでは6311はAを6282はBを6133はA・Cをその型式の代表とした。

みた (Fig. 20)。これによると 6225 の瓦当厚さの標準は 0.22, 6311 は 0.20, 6282 は 0.20, 6133 は 0.15 にもとめられる。このように 6133 が薄く, 6225, 6282, 6311などがそれより厚いことが明確に判定できる。ここで参考に興福寺食堂調査で検出した 6301-A を表に加えると, その標準が 0.11 付近にあることがわかる。6301-A は興福寺創建時すなわち和銅初年のものであり,* 6133 はそれに組合う 6732 が西大寺西塔の発掘調査で,** 宝亀初年のものであることが明らかにされており, Fig. 20 から 8 世紀始めから時代の推移とともに瓦当の厚さがまし, 6225 で最高に達したものが, 再び薄くなりはじめ, 8 世紀後半には 6133 のようになっていった傾向が認められる。

瓦当厚さの変化に対応して瓦当と丸瓦の接手法に差が認められる。6301 では接合部の内面に粘土を薄くおき, 指で押さえたのみで, 縦断面は明確な稜をもたず, 横断面は半円弧となる。***6311 や 6225 (PL. 44) では指で押さえた後をへらで削りとり, 縦断面には明確な稜がみられ, 横断面は半円弧となる。6282 (PL. 44) もへらで削りとるので縦断面に稜が生じるが, 前述の 3 型式に

瓦当接手法の変遷

Fig. 20 軒丸瓦瓦当厚指数型式別変遷図

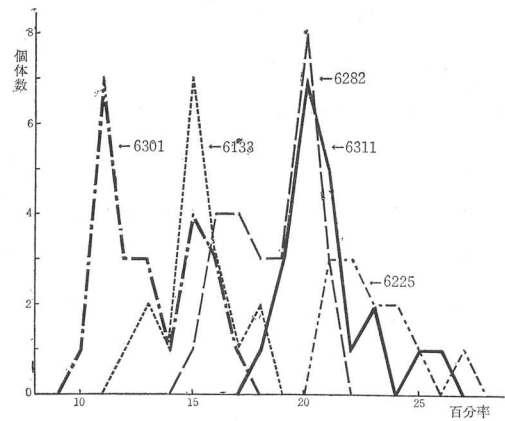
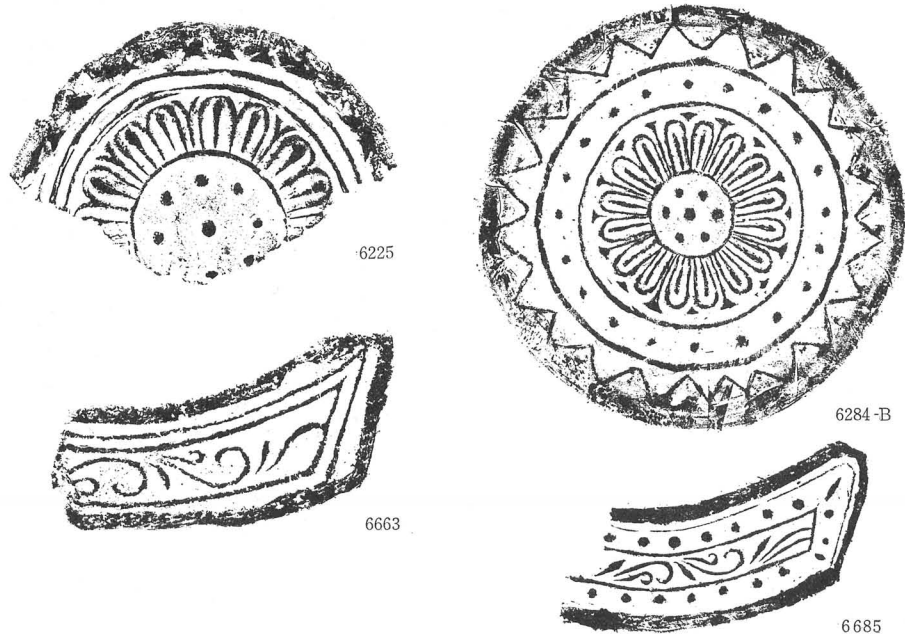


Fig. 21 奈良市中山町瓦窯跡出土軒瓦 1:3



* 奈良国立文化財研究所「興福寺食堂発掘調査」(奈文研学報7) 昭34 なお, 6301-Aと同型式の 6301-Cは 6ABO 区からも 3 個出土しているが, その比はAと同じである。

** 大岡実・浅野清「西大寺東西両塔」(日本建築学

会論文報告集54) 昭31

*** 丸瓦に瓦当をつけることにより, 瓦当裏面から丸瓦内面につらなる曲線と, 瓦当裏面に丸瓦との接合線が生じる。ここでは仮に前者を縦断面, 後者を横断面とよぶ。

比して、粘土を厚くおくため縦断面は直角に曲らず鈍角になり、また横断面も台形になる。6133では指で押さえるのみだが、粘土を厚くおくので縦断面は稜をもたない内彎する曲線となる。しかし横断面は半円弧となる。

軒平瓦もまた型式によつて顎の形が異なる。8世紀始めの6301と組合う6671が幅の広い段顎をもち、70年代の6732では、文様・手法などからみて平安朝初頭のものと思われる6801*と同じような曲線顎となる。この2型式の間においてよいと思われる6664は幅のせまい段顎をもち、6721は曲線顎となつている。

瓦窯 平城宮に使用された瓦の製作地を考える場合、問題になるのは奈良市中山町で発見された瓦窯跡である。現在までに平城宮跡北方の奈良山丘陵で43基の瓦窯跡が発見されているが、中山町には現在確認されたもののみで7基ある。この中山町瓦窯跡は西大寺所蔵の「京北班田図」にみえる「瓦屋里」の位置と一致している。この窯跡では7基の他にも広く瓦の散布が認められ、採集軒瓦には数種の型式があるし、平瓦にも桶巻作りと一枚作りの両者があることなどから、この「瓦屋里」ではかなり長期にわたつて瓦生産が行われたと推定される。採集した軒瓦には、6225—6663、6284-B、6307、6685 (Fig. 21) など平城宮跡出土と同型式のものが多くみられる。平城宮に用いられた瓦の一部がこの地で製作されたことは明らかであり、その規模、生産期間の長さからみてこの瓦窯群が当時の平城宮所用瓦製作の中心地であつたと推測される。**

C 土 器

土器の編年 前章の土器の報告では、13の土器群の相互の関係については触れなかつたから、まずその点についてやや詳細に考察してみよう。これらの土器群の年代の前後関係については、遺構の時期からある程度概念を得ることができる。***しかし、土器の変化を軸とした土器群の相互関係と遺構の時期が一致するか、土器の様式の相異によつて遺構をさらに細分しようかといつたことがなお問題になる。この問題を解明するために各土器群に共通に存在し、器形の変化に時間的推移を反映していると推定される土師器杯 AI を手懸りに選び、それをもとにして土器群の時間的関係を追求してみよう。SK 219 と SA 109 の出土土器を比較すると、土師器の杯 AI は口縁部の外傾度に差があり、それがおそらく時間的推移に比例しているであろうことは推定できる。この変化をしめす指数として、杯 AI の口縁端部からおろした垂線と器高の $\frac{1}{3}$ の高さにおける器壁との間の距離 (b) にたいする器高(a)の百分比をみると (Fig. 22), SK 219 から SB 116 までの A グループ (26~40)

* 6801 は出土状況からみて平城上皇が平城に帰つた時期のものと考えられる。

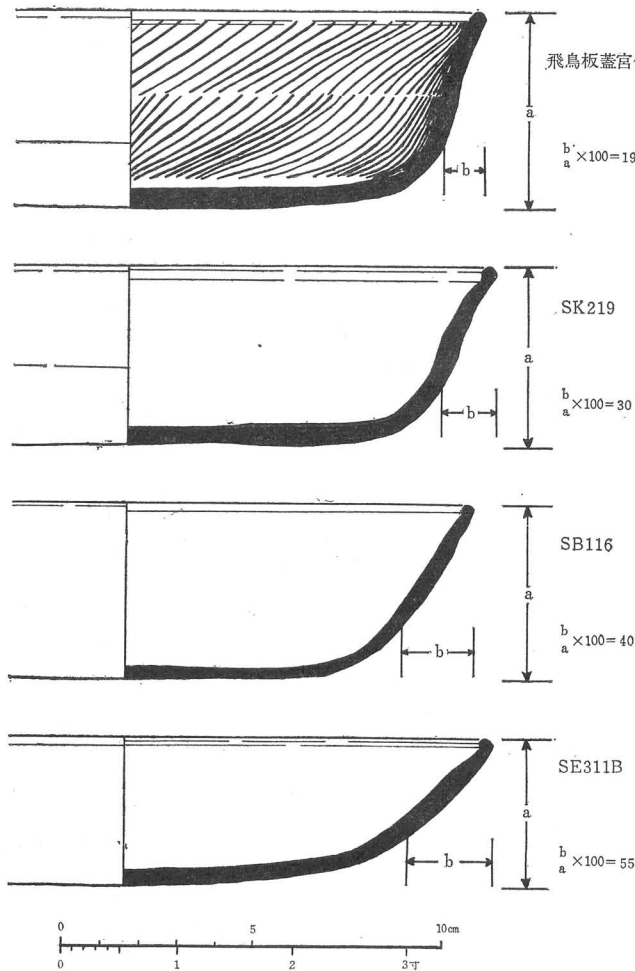
** 中山町が当時の官瓦窯の中心地であつたにちがいないとしても、それがいずれの官に属していたかを現在では明らかにし得ない。

瓦から官名を明らかにできるのは6801のみであつて、この瓦の中心飾の中央に書かれた「修」の字は、修理職をさすものとおもわれる。修理職が少くとも平安朝のある時期には造瓦をもおこなつていたことは、寛仁2年(1018)の太政官符に「修理職瓦屋」の語がみえることから確かであるが、修理職の設置されたのは弘仁9年(818)であるから、大同年間にはまだ存在していないことになる。けれども修理職

の前身と考えられる修理左右坊城使はすでに神護景雲年間には存在していたとみられるので、6801が修理職あるいは修理左右坊城使に属する官瓦窯で作られたものと考えることができよう。ただ、これが平安京の瓦窯で作られたか奈良の地で作られたかは不明である。なお藤貞幹の「好古日録」にみえる「修」をもつた瓦は、6801と同じ型式のものとおもわれる。

*** Tab. 6に示した遺構の時期には、遺跡の重複関係や層位でなくて、包含された土器の編年によつて決定したものがある。なお、本節では土師器は特記せず杯 A、甕 B などと記した。

Fig. 22 土師器杯 AI 口縁部比較図



Tab. 10 土師器杯 AI 口縁部外傾指数表

グループ	遺 構	外傾指数
A	SK 219	26~30
	SG 180	34
	SD 126	33
	SK 107	36
	SK 134	30~34
	SB 116	35~40
B	SK 140	51~58
	SA 109	56~58
	SE 311-B	55

と SK 140 から SA 109 までの B グループ(51~58)に大別できる (Tab. 10)。* もちろんこの指数であらわされたような器形の変化は、通常漸進的なもので、このような区分にはかなりの主観性をともなう。*^{*} まして、Aグループ内の指数の差異が、その群の時間的な違いを示すものとは簡単にいえない。そこで、後に問題にする SB 116 を一応除外して、その他のAグループの土器群を検討し、この指数によつ

土器群の二大別

Aグループの検討

て一括することの妥当性を調べてみよう。SK 219 の杯 AI の指数は26~30であつて、30以上を示す他の土器群のものより小さい。このことは、年代的に先行する飛鳥板蓋宮伝承地出土杯 AI *** の指数を参考にしてみると (Fig. 22), SK 219 のものが他の土器群に先行する1群であることを示すと解しうるであろうか。

SK 219 にみられ、他のAグループのものに稀な要素をあげると、木葉底手法(a手法)とへら磨き暗文手法がある。木葉底手法は、杯Aと皿Aにあり、185個体中13例で、最も普遍的な底部へら削り手法(b手法)の一工程前において製品化したものである。従つて特にこの手法による土器が時間的にさかのぼるものとはいえないが、他の群に木葉底のみられぬ点は、この手法が古い技法の残存によるものであることを示すものかもしれない。**** へら磨き暗文手法は、皿Aと高杯AIIに

木葉底手法

* 口縁の外傾度を示す指数は、口径乃至器高に対する底径の比率によるのが理想的だが、底部と口縁部の境界が不明瞭だから、できるだけ底に近くへら削りの影響をあまりうけないと考えられる器高の高さにおける距離を底径に代用した。

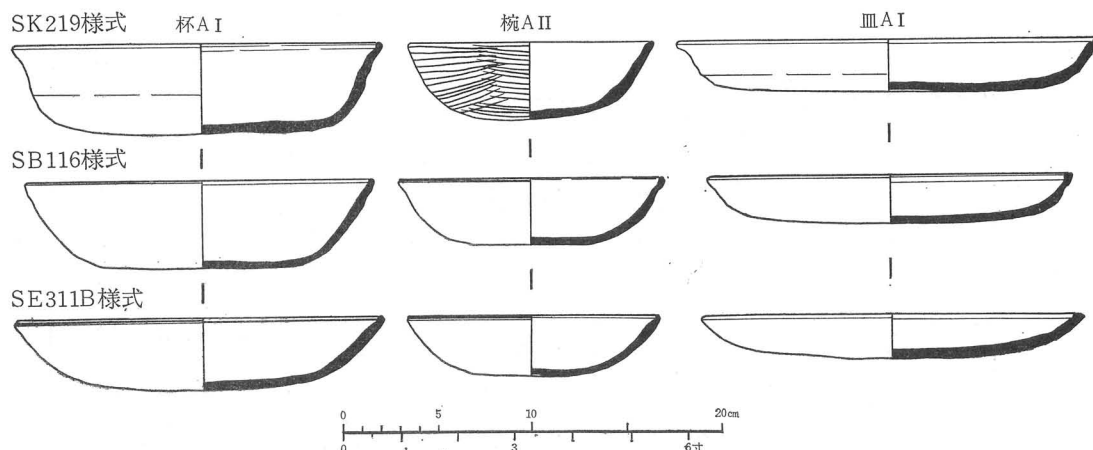
** この種の指数は原則として完全に同一系列の土器で、土器の個体的特色を排除するために、土器群を単

位としたものをもととして考察されねばならない。

*** 『飛鳥板蓋宮伝承地発掘調査報告』(奈文研学報10) 昭36

**** 船橋遺跡B地点出土の杯 AI に木葉底手法が認められる。船橋B地点出土土器の多くは今回報告したものより古い時期に属し、木葉底手法による不調整底技法は時間的にさかのぼるものと推定される。

Fig. 23 土器様式変遷図-1



暗文手法の衰退 あるが、皿Aの147個体中4例、高杯Aの1例を合せて5例にとどまる。暗文装飾手法は、古くは皿類のみでなく、杯・椀の類にも必ずといってよいほど採用されたものである。*それがSK 219では1器形のうちに3%にすぎないことと、器形的に限られ、かなり粗雑な施しかたであることは、その暗文手法の衰退を示すものであろう。また、その5例のうちの3例をもつ皿AIでは、暗文のあるものが口縁部の外反彎曲するもののみである点も注意されてよいが、口縁部の外反彎曲する皿AIはわずかに17例にすぎない。** 須恵器でも、蓋Aの系列のものは他にもあるが、蓋B・Cの系列はSK 219以外にないことは注意する必要がある。***

Aグループにみられる古い要素 ここで他の群に目を転ずると、SG 180の暗文のある椀B 261**** やSD 126の暗文を伴い口縁部の外反彎曲する皿AIb 271や、SK 107の古いと考えられる異なつたへら削り手法の杯AIb 274などを、他には稀な古い要素として指摘することができる。すなわち、特にSK 219のみ古い要素があるとは断言できない。そこで、土師器椀AIで、杯AIと同様な指数をとつてみると、SK 219では30~38となり、SK 217・SG 180・SK 107・SD 106・SK 134ではすべてその30~38の範囲内にあつて、椀AIを基準にすれば、これらの土器群には差がないことになる。

以上のように、Aグループを構成する土器群は、SB 116を除いて、その各々に古い様相をとどめる土器を含んでいるが、多くは似かよつたものであつて、特に新しい要素を含むものを指摘できず、これらの土器群が成立した時期はあまりへだたつていないと考えられよう。*****

SB 116出土土器 つぎにAグループから除外したSB 116の土器群を検討してみよう。この土器群の杯・椀・皿の類の整形手法をみると、口縁端部まで外面を削るc手法のみである。他のAグループの土器群では、へら磨きで飾るのを通則とした椀Aや、c手法が稀な杯Aの系列の土器まで、このSB 116ではc手法によつていることは注意すべきである。c手法は、SK 219の杯Aで38個体中1例、椀Aに

* 例えば、大阪府船橋遺跡B地点や飛鳥板蓋宮伝承地の出土土器に多くみられる。

** 暗文手法を伴う口縁部の外反彎曲する皿A類が特にBグループにみられぬのは、後述するc手法の全面的採用と無関係であるまい。

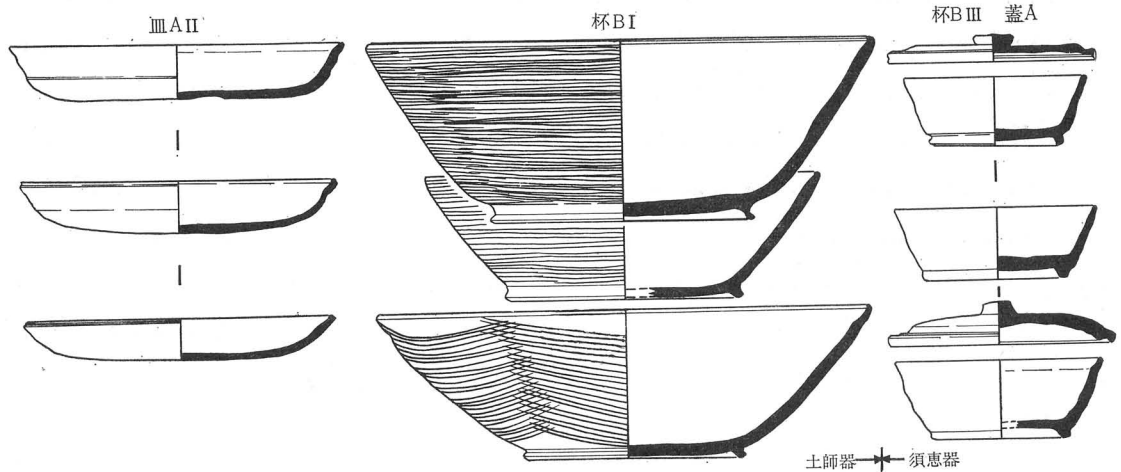
*** SA 109出土土器群に、蓋Bかとおもわれるものが1例(107)あるが、SK 219のそれと同系列と断定するには疑問がある。なお、この蓋AとB・Cについては、のちに土器の生産地を問題にするこ

ろでふれる。

**** 『船橋I』第14図 270~272、『飛鳥板蓋宮伝承地発掘調査報告』(奈文研学報10) PL. 26-2・3であり、時代の古い遺跡で多く検出される器形である。

***** これらの土器群が形成され始めた時については、その遺構の性格からも推定されるように時差があつたかも知れないが、明確にSK 219以前の時期の一括の比較資料がない現状ではそれを指摘できない。

Fig. 24 土器様式変遷図-2

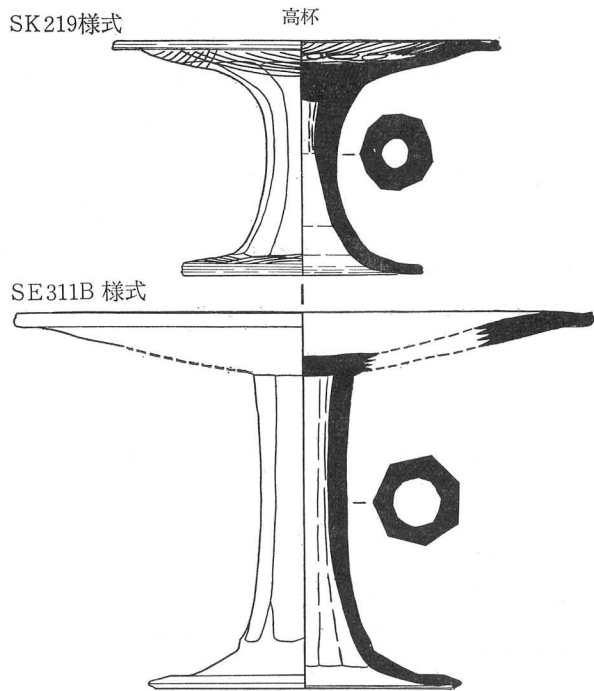


は皆無、やや多い皿Aで147個体中40個体にすぎず、一方Bグループでは圧倒的多数がこの手法によっている。さらに、杯BI (302・303) は、Bグループに多くみられる器形でありながら、なおBグループのものより深い傾向にあることや、蓋A (300・301) の上面のへら磨きが頂部と縁部を分けて磨く2段階磨きの方法でなく、後に盛行する1段階磨き手法のものであることも、*第1グループのなかの他の土器群にみられぬ新しい要素としてあげることができる。また、碗AIIの器高が3.8~3.6cmであつて、SK219の4.6~4.0cmと第2グループでの3.4~3.3cmの間にあることや杯AIの指数に40があることも、この土器群の編年上の位置を示すものといえるであろう。この様にSB166の土器群の成立時期はAグループの他のものよりおくれた段階にあると考えられる。

Bグループは、内容の豊富なSK140やSK234などの土器群が未整理なので、詳細な考察は後日にゆずるが、このグループを構成する土器の二、三の手法上の特色をあげると、まず土師器の供膳形態では外部全面へら削りのc手法が圧倒的で、へら磨きで土器を飾ることは杯B、それと対になる蓋Aや高杯など特定の器形に限られている。しかし、小型の器形では、320のように外面は口縁部を横になで、底部は成形時の凹凸のまま残す手法があらわれる。** これはこれまでc手法がとら

Bグループの特色

Fig. 25 土器様式変遷図-3



* 後述する第7次調査検出の井戸底(SE311-B)出土の土器群の蓋Aはすべてこの手法によっている。

** p. 71 註1参照、この新しい不調整底手法は最初

から土器の器壁を薄く作り、薄く削る必要をなくすことと関連するもので、起源的に古い不調整底と関係なく、遺物でもかなり明瞭に区別できる。

れていた他の器形にもややおくられて採用される手法の先駆ともいうべきもので、Aグループの不調整底のように木葉底になるものでない。衰退した暗文手法では、ラセン状のもの(320)があることが注意される。しかし、放射状のものを欠いており、放射状暗文とラセン状や連弧状暗文が組合せになるのを原則としている古い暗文手法と明確に分離される。*また、各器形をみると、大きさの画一性が失われ、形態的にみて系統的な位置の不明確なものがみられるようになる。また、例えば土師器高杯の脚高や須恵器蓋の宝珠形つまみなど、器形や細部の手法でAグループと異なる多くの要素を指摘できる。杯AIの指数はこれらの要素の編年上の位置を代表したものと見える。

土器群成立の3段階

このように、13の土器群が成立するのに3つの段階が認められた。すなわち、第1段階にはSK 219を代表としてSK 217・SK 220・SG 180・SD 126・SK 107・SD 106・SK 134が、第2段階はSB 116とSB 143・SB 194 Bが、**第3段階にはSK 140・SK 148・SA 109が土器群として成立したのである。

この3段階は、遺構の造営期にもほぼ一致し、第1段階は第Ⅱ—2期までであろうし、第2段階は第Ⅱ—2・3期に、第3段階は第Ⅲ期と対応している。現状では、遺跡で決し難い遺構の時期区分における位置を土器で推定することはできるが、遺跡で決定された遺構の造営期をさらに伴出土器によつて細分するにはいたっていない。各段階の絶対年代については、第1段階はSK 219によつて天平宝字7年がその存続年代の一点となる。また第3段階の土器は、第7次調査で6ABO区で検出された井戸(SE 311-B)底から出土し、平城上皇没年(824)にごく近く埋没されたと推定される一群の土器に類似するが、これまで述べた土器の変化の傾向からみて、それより新しいものとするのできる要素はなく、第3段階の下限をここにおくことができる。したがつて第2段階はその中間に年代を求められよう。

土器の3様式

次に、この3つの段階の土器を3つの様式として把握し、その各々の土器型式の変化過程を述べるべきであるが、すでに触れた所と重複する点も多いので、各様式の典型的な土器の変遷図をかかげて、記述にかえることにする(Fig. 23-25)***

平城宮出土土器の特色

出土土器の年代を一応決定したので、次にその性格について二、三述べてみよう。これまでの考察では、土師器が中心となつている。SK 219をみると、出土土器401個体中土師器が83%をしめ、須恵器は17%にすぎない。他の土器群も、ほぼこれに近いが、むしろ須恵器の比率がより低い場合が多い。これを畿内の一般住居跡の例と比較するため、出土土器の大半が奈良時代に属する大阪府柏原市船橋遺跡の場合をみると、**** 6割余が土師器で、須恵器が4割に近い個体数を示している。土器の考察で土師器が中心となるのは、その主流が土師器であることによるのであり、逆に須恵器の寡少性を平城宮出土土器の特色の一つにあげることができる。

須恵器の寡少性

土師器の内容をみると、煮焚のための器が11.4%であるのに対して食事のための器が87.3%をしめる。先の一般住居跡の例では、前者が46%後者が35%となる。この点で注意されるのは、平城宮の土師器には、貯蔵用の形態である壺類が皆無に近いことである。壺類は、甕・杯類とならぶ土師

* 黒色土器や瓦器の暗文はこの新しい技法の系列につらなるものである。

** SB 143・SB 194 については、他と比較する適当な器形を欠くが、須恵器杯B(80)からみて、第2段階に属せしめるのが妥当と考えられる。

*** この3様式は主要な土器群を出した遺構番号によつて、SK 219様式・SB 116様式・SE 311B様

式と仮称する。変遷図もこの3遺構の出土土器を中心として作成した。

**** 特記せぬ限り、畿内一般住居跡の比較資料として大阪府柏原市船橋遺跡B地点の遺物『船橋I』のデータを用いる。ただし、船橋遺跡を単純に一般住居跡とみなすのは問題があるが、他に適当なものがないからやむをえない。

器の基本的な器形の一つであり、主に須恵器がはたしている貯蔵の機能をもつものである。^{*}それを欠くことは家族のような小人数の単位を対象とした少量の貯蔵が不必要であつたことを示している。このことは煮炊のための甕類と、食器である杯・椀・皿等との比率とも無関係でない。平城宮跡の土器群では一般住居跡に比して甕類が少い。しかし、甕B 1個の容量は杯Aの数十個にあたり一時に多量の食物を調製してこれを盛りわけける場合には、煮炊の器の最大限の能力に応じた多数の饗膳の器が存在しうるものと考えられ、甕類と食器との比率がこの程度であつてもよいのではなからうか。平城宮のように、多人数の饗膳がなされる場では、土器の組合せが、小人数の日常の食生活を原則とする一般住居とは異つた点があるのが当然であろう。あるいは煮炊の少い食物を供したと推定することや、煮炊のために土器以外の他の材質の器、例えば鉄釜などの存在を考慮することによつても、煮炊の器と食器の比率を解することができるかもしれない。いずれにせよ、土器は平城宮と一般住居の生活内容の違いを反映しているものとみなすことができよう。

食器と煮炊のための土器

土師器の87.3%をしめる食器のうち9割ほどは杯A・椀A・皿Aである。個体数は杯A 38, 椀A 73, 皿A 147となり、ほぼ1:2:4の整数比をなしている。もちろん灯明皿として食事以外の用途に使つたり、小孔を穿つて特別の使用法を想定させたり、墨書して個人用器たることを示しているものがあることと、杯A・椀A・皿Aをさらに大小の器形にわたって個体数が整数比をなさないことからみて、この比率は特定の饗宴における食器の組合せを示すものでなく、食器のなかの各器形の数量的関係の趨勢を示すものと考えられるべきである。ともあれ、食器の圧倒的多数が数器形からなることは多人数を前提とした画一的な饗膳方式を考慮することによつて理解できよう。

画一的な饗膳方式

このような特殊な消費の場である平城宮へ、どこで製造された土器がどのように供給されたのだろうか。この問題の解決には、生産地の出土品と比較研究することが第一条件であるが、特に土師器は困難であり、なお明確に解答出来ない。しかし、土師器、須恵器を通じて、器形・色調・土質などの点であきらかに共通する多数のものほかにやや異なつたものが少数ながら存在する。そのうちには、愛知県猿投山古窯群(68・81・93)や岡山県寒風古窯群(82・100)で製作されたことの判明しているものがある。^{**}土師器でも甕247・248は、器形・土質の点で他のものと類を異にし、東国的様相をもつものといえよう。これらの少数の特殊品のほかは、おそらく畿内の平城京の周辺地域の製品であろう。その供給が1カ所の生産地からではないことは、例えば須恵器蓋Aと蓋Bの器形や手法の違いから明らかである。また、SK 219の土師器皿Aにおける40個体のc手法のものは土質・色調・細部の手法から、a. b. d. 手法のものと異なつていて、生産地が違つている可能性がある。この場合、時代のおくれる土器群にc手法のものが圧倒的になることは、特定産地の製品のみが供給されるようになったか、あるいは他の産地でもc手法がややおくられて採用されていたのかはなお決し難い。しかし、このような数カ所の生産地からの供給といった考え方が成立するには、特に土師器の場合にこれまで軽視されがちだつた専業工人の存在を前提にしなければならない。その製品を平城宮へ供給する過程については、当時の手工業生産のありかたと直接に関連してくる問題となる。特殊な消費の場であつた平城宮は、現段階ではなお資料不足であるが、将来この問題解決に絶好の資料を提供するであろう。

土器の生産地

* 例えば、船橋B地点の壺A・把手付壺などで、ここでは土師器の2割ほどをしめている。

** 24・30・102なども異色あるもので、将来は特定

の生産地の製品であることをあきらかにできるであろう。現在判明している両古窯群がいずれも延喜式の須恵器貢進国にあることは興味深い。

3 造営期の年次と官衙の比定

A 造営期の年次

この問題は当然平城宮全域との関連で考えるべきもので、現段階では未だ決定的な判断を下しえない。後述するように宮城の中枢部である朝堂院や内裏の位置が変化し、それにつれて諸官衙の配置にも移動があつたと思われるので、その前後関係を把握する必要があるが、調査は未だそこまで及んでいないからである。

造営年次の
決定

年次決定の手掛りとなる主な事項は次のとおりである。a 木簡出土の土壙 SK 219 は第Ⅱ—2期建物がその埋土上に建つから、それ以前と判明するが、第Ⅱ—1期の当初にはなかつたものである。すると第Ⅱ—1期とⅡ—2期の間に木簡埋没の年代「天平宝字7・8年頃」が入る。b 第Ⅲ期盛土層の下で、万年通宝（宝字4年鑄）及び神功開宝（神護元年鑄）銭が出土したから、この期の上限は、神護元年（765）より下る。c 井戸311-Aに万年通宝と神功開宝、井戸Bに隆平永宝（延暦15年鑄）が含まれていた。井戸枠の技法や伴出した他の遺物からみて井戸Aは奈良時代終末期まで使用され、井戸Bは平安時代に属するものと判断される。BはAの改造であるが、その規模がかなり大きな点は同時に建物の改修もあつたことを思わせる。なおAは一度廃棄され、AとBが連続していない点は注意を要する。d 土器は編年上3群に分かれるが、その第3段階のものは第Ⅲ期遺構と井戸311-Bとに共通して出土する。すなわち第Ⅲ期は前記bよりさらに限定され、平安時代に属すると考えられる。e 第2段階に分類された土器は第Ⅱ—2期建物を撤去した時の柱抜取穴や、第Ⅱ—3期建物SB116の雨落溝中に包含されており、編年上は第1段階（宝字7年頃）と第3段階（下限は天長2年頃？）の中間に位置する。井戸311-Aから出土した土器も第2段階のものに最も近似している。

第Ⅲ期

以上によつて、第Ⅱ—1期と第Ⅱ—2期の中間に宝字7・8年があることおよび第Ⅲ期が平安時代でこれは当然大同4年の平城上皇遷都と関連するものであろうことは明らかである。また第Ⅱ—3期が奈良時代の終末期頃と考えられる点もほぼ問題はない。そこでもう少しこの年次を限定しえないであろうか。この場合まず注目すべきは第Ⅱ—2期にその1部を改修した2期があることで、これからするとⅡ—2期の存続期間はある程度（といっても10年程度）* 長かつたと考えられる。全く機械的に、第Ⅱ—2期を許容される上限である宝字7年に、第Ⅲ期を大同4年と仮定してみると、その間は46年ある。第Ⅱ—3期をその中間とすると、延暦初年にあたる。しかし第Ⅱ—3期

第Ⅱ—3期

を延暦と考えるのは次の点でかなりの無理が生ずる。a 延暦元年に平城宮造宮省が廃止され、延暦3年には長岡遷都の勅が発せられた。b したがつてこの時点で造営が行われたとすれば、留守司の如きものと考えざるをえないが、** そのためにわざわざ新営工事が行われたとは考え難い。c もし留守司が引続いておかれたとすれば、井戸311でAからBの間に中断する期間があることを説明しにくい。d 第Ⅱ—3期は建物の数や面積からしてもかなり大規模な造営で、その点では第Ⅱ—

* 伊勢神宮の式年造替の期間は、大体掘立柱建物が痛みはじめる時期と一致する。

** 延暦10年に長岡京へ諸門を移し、同11年2月には

諸衛府をして平城旧宮を守護せしめているから、この頃まで留守司の如きものがあつたことは確実である。

2期に決しておとらず、この点でも留守司のための建物とは考え難い。* e なお第Ⅱ-3期を更に下して平城上皇の造営とすることも、前記中断の事実や土器の編年によつて否定される。

すると第Ⅱ-3期は延暦以前と考えたいが、宝字7年から延暦元年までは19年しかない。これは第Ⅱ-2期を最上限まで上げての仮定であつて、第Ⅱ-2期を更に下して考えることもできるが、そうすると第Ⅱ-3期を奈良時代中に入れることが一層困難になる。したがつて第Ⅱ-2期はできるだけ宝字7年に近い方が都合がよい。ここで注意されるのは、SK 217・219 で木簡と共にかかなりの量の檜皮が出土した事実である。この土壌の性質を明確に限定することはむづかしいが、おそらく大掃除を行つた際のごみ溜めと見ることができる。この際に檜皮が混入することを重視すればそれは建物の改修時である可能性をもつている。すると第Ⅱ-1期建物を取り片づけ、そのごみを埋めて直ちに第Ⅱ-2期建物を建てたと云えないであろうか。これを記録と関連させれば、続紀に見える宝字4・5年の改修が、こうした官衙地区ではややおくれて宝字7年に行われ、それが第Ⅱ-2期に相当するのではあるまいか。

第Ⅱ-2期を宝字7年とすれば、第Ⅱ-3期までの間は15年前後となるが、これを逆に前にとると第Ⅱ-1期は748年前後と推定される。これは天平20年頃であるから、天平17年の平城遷都後の造営とすれば、前記宝字年間の改修とよく似たおくれを示す状況となる。すると第Ⅰ期は恭仁宮遷都以前と考えられ、平城宮創建時の造営に属することとなる。但し、その実年代は催造使の任命にも見られるように、必ずしも和銅年間とは限らず、官衙の如き付帯部分であることからしても、かなりおくれたものと推定される。以上の年次を整理すれば次のとおりである。**

Tab. 11 造 営 期 年 次 比 定 表

造 営 期	第 I 期	第Ⅱ-1期	第Ⅱ-2期	第Ⅱ-3期	第 III 期
推定造営年次	和銅末年カ	天平20年頃	天平宝字7年	宝亀年間カ	大同4年頃
記録に見えて上に関連する造営工事	和銅創建	天平17遷都後の改修	天平宝字4・5年の改修	記録に見えず	平城上皇遷都の造営

B 官衙の比定

木簡がこの地区にあつた官衙によつて廃棄され、その官衙名を考察する最も重要な手がかりとなることは既に記した。その点でこの木簡の最大の特徴は食料品に関するものが圧倒的に多いことである。その数は総数41点のうち14点にのぼる。*** ところで木簡は用途によつて a 物資（ここでは1点を除き食料）の支給を求めた伝票 b 調などの荷札 c 品目表示の付け札に分けられるが、これを使用する機能から云えば、a は物資の請求 b は物資の収納・貯蔵 c は整理・貯蔵のためと考えられる。するとこの木簡に関連する場所は、食料品の収納・整理・貯蔵及びその支給を行う官衙であつ

* 個々の建物の規模や配置が大きく変る点はすでに第1節でふれたが、この変化は同種の官衙内でのものと思われる。

** 以上は、1 この地区には創建当初から、建物が作られた（宮城内でも重要な位置を占めているからその可能性は十分にある）2 各時期ともに臨時的な建物ではなく、一定期間中官衙建築としての機能を果たしたという2点を前提にしているので、これが

成立しなければ年次の比定そのものが大きく変つてしまうことになる。

*** この数は品目が記されてそれが食料品とわかるものだけの個体数であるが、前後関係よりみて当然食料品と思われるものや、食料品と密接な関連のある「長女柏」などもこれに加えると、記載のやゝ判然とする木簡中食料品関係のものが約7割を占めている。

たと推定される。さらに木簡中には加工品である醬・末醬が含まれているから、この官衙では食料の調理・加工も併せ行つたと考えてよい。この地区で井戸が重要な位置を占めていることも、これと無関係ではないであろう。こうした機能を総括的にはたした官衙としては、宮内省に属する大膳職・大炊寮、内膳司がある。平安時代では他に諸官衙に直属した厨房もあるが、これは奈良時代からあつたか否かは不明であり、また平安宮古図をみてもその規模は比較的小さかつたらしい。このうち大炊寮は米などの主食を取扱い、木簡中の大部分を占める副食品には直接関係しないので、今の場合には除外され、また諸官司の厨房も発掘遺構の規模や位置によつて否定してよいと思われる。するとこの官司は大膳職か内膳司の二者にしばられてくるが、これをさらに限定するのは現段階でははなはだ難しい。その理由は次のとおりである。 a 木簡中にこの限定に役立つものは請求伝票しかないが、その中でも木簡1の竹波命婦御所に関するもの以外は請求先をきめにくい。 b 木簡1も二通りの考え方が成り立ち、大膳職か内膳司かを決し難い。 c 遺構の配置や、相対位置による考察は、今回の調査が官衙地域に対する最初のものであるので平城宮内での比較資料を全く欠いている。 d 平城宮と平安宮とでは朝堂院を始めとして、官衙の配置にもかなりの相違があり、この問題に関しては平安宮古図による類推はあてはまり難い。

大膳職
内膳司

しかし本章1で記したように第Ⅱ—2期以降には6ABO区と南接する6ABP区との間に道路がなかつたと思われる点は注意すべきで、もしこの想定が正しく、また土塁に囲まれる6ABP区が関野貞の推定するごとく内裏であつたとすれば、ここが内裏と密接な関係にある内膳司であつた可能性が強くなるのではあるまいか。

各造営期の
官衙の比定

ここで推定された官衙は、木簡が第Ⅱ—1期の終末に関連するので、当然その時期のものとなるが第Ⅱ—1期と第Ⅱ—2期は遺構の性格で一連とみられるから、この官衙は第Ⅱ—1・2両時期に通じてあてはまる。第Ⅱ—3期は建物の配置や規模が大きく変化するが、井戸311—Aから「糞所」と墨書した甕が出土したから、この時期にも食料を調理する官衙であつたと思われる。すると大膳職もしくは内膳司は、第Ⅱ期を通じてこの地区にあり、そのうち2から3期の間に何等かの機構の変化があつたものと想像される。なお第Ⅰ期には井戸がなかつたことを重視すれば、この時期の官司は第Ⅱ期とは異なつていたと思われる。なお第Ⅲ期は平城上皇に関連するもので、前期の平城宮の官衙と同じ構成とは断言できない。検出した建物もわずか2棟で、その性格は全く不明である。

この地区にあつた官衙は大膳職・内膳司のいずれにせよ、これを木簡の出土した東半区のみに限らず、6ABO区全域をしめる1官衙と考えたい。延喜式によれば、両官衙ともに「糞所」のように「所」を称したいくつかの下部機構をもつており、それに要する建物もかなりの棟数に及んだと想像される。平安時代の記録をそのままあてはめることはできないが、最初にあげた収納から支給に至る各段階でやはり相当規模の建物や敷地が必要であつたと思われる。それが2ブロックに分割されていたとしても差支えないであろう。

以上はいわば現段階での仮説で、今後調査の進行とともに改定を加えてゆきたい。しかし、この地区の調査が始めて平城宮官衙の実体を明らかにしえたことおよびそこに位置した官衙がほぼ想定しうることなどは大きな収穫であつた。また官衙の位置や機構が、時期によつて変化すると推定される点も今後の検討を要する重要問題であろう。